

氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和33年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）に保有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、若者・女性が活躍できる魅力ある企業の増加を図るため、情報発信の強化等の取組みを支援し、もって若者・女性の市内定着の促進と市内企業の人材確保に寄与することを目的として、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する中小企業者（以下「補助事業者」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 市内に主たる事業所の所在地を有する者又は補助金の申請年度内に市内に主たる事業所を開設する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金交付回数は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は氷見市以外の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、本補助金の交付対象としない。

3 補助金申請年度の前年度において補助金の交付を受けている補助内容については、当該年度に限り、補助金の交付対象としない。

4 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額とし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第4号）

(4) 法人登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成す

るために必要と認める条件を付することができる。

(変更の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに、氷見市若者・女性が活躍する企業づくり支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第7号）

(2) 収支決算報告書（様式第8号）

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金交付回数
採用に関するホームページの新規作成または改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に外注する際の費用	1 / 2	20万円	同一年度において1回
採用に関する企業PR動画の制作を行う事業	採用に関する企業PR動画を専門業者に外注する際の費用			
就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用			
市外で開催される求人合同企業説明会等に参加する事業	求人合同企業説明会への出展に要する経費 ・出展料 ・出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料			

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額

※補助金は千円未満切捨て